

ブラジルにおける特許・実用新案出願制度概要

Licks 特許法律事務所

ブラジル弁護士
カラペト・ホベルト



特許訴訟、偽造防止対策、不正競争防止などの知財を専門分野とする日本語が堪能なブラジル弁護士。現在は、弁護士活動の外、早稲田大学法学研究科に在籍して日本の知財法を学びつつ、ブラジルを含めた南米各国の法制度について講演やセミナーも行っている。

発明特許（以下、「特許」。）および実用新案特許（以下、「実用新案」。）の出願手続は、主に(1)出願、(2)方式審査、(3)出願公開、(4)審査請求および実体審査、(5)登録の手順で進められる。

発明の定義は、法律（産業財産法）で規定されていないが、特許または実用新案とみなされない事項が以下のとおり規定されている。

- ・発見、科学の理論および数学の方法
- ・純粹に抽象的な概念
- ・商業、会計、金融、教育、広告、くじおよび抽出の手段、計画、原理または方法
- ・文学、建築、美術および科学の著作物、または審美的創作物
- ・コンピュータ・プログラムそれ自体
- ・情報の提供
- ・遊戯の規則
- ・人体または動物に適用する外科的技術および方法、並びに治療または診断の方法、および
- ・全ての自然の生物のゲノム又は生殖質を含めて、それらから分離されたものであるか否かに拘らず、自然の生物及び生物材料の全部または一部、並びに自然の生物学的方法

特許および実用新案の存続期間は、それぞれ出願日から 20 年および 15 年であるが、審査に時間がかかった場合、それぞれ権利付与日から少なくとも 10 年および 7 年は存続が認められる。

特許と実用新案で審査の流れは同じであり、実用新案でも実体審査が行われ、また、進歩性が求められる。

【詳細および留意点】

1. 出願

パリルートでも PCT ルートでも出願可能である。特許出願時の必要書類は下記のとおりであり、実用新案も同様である。

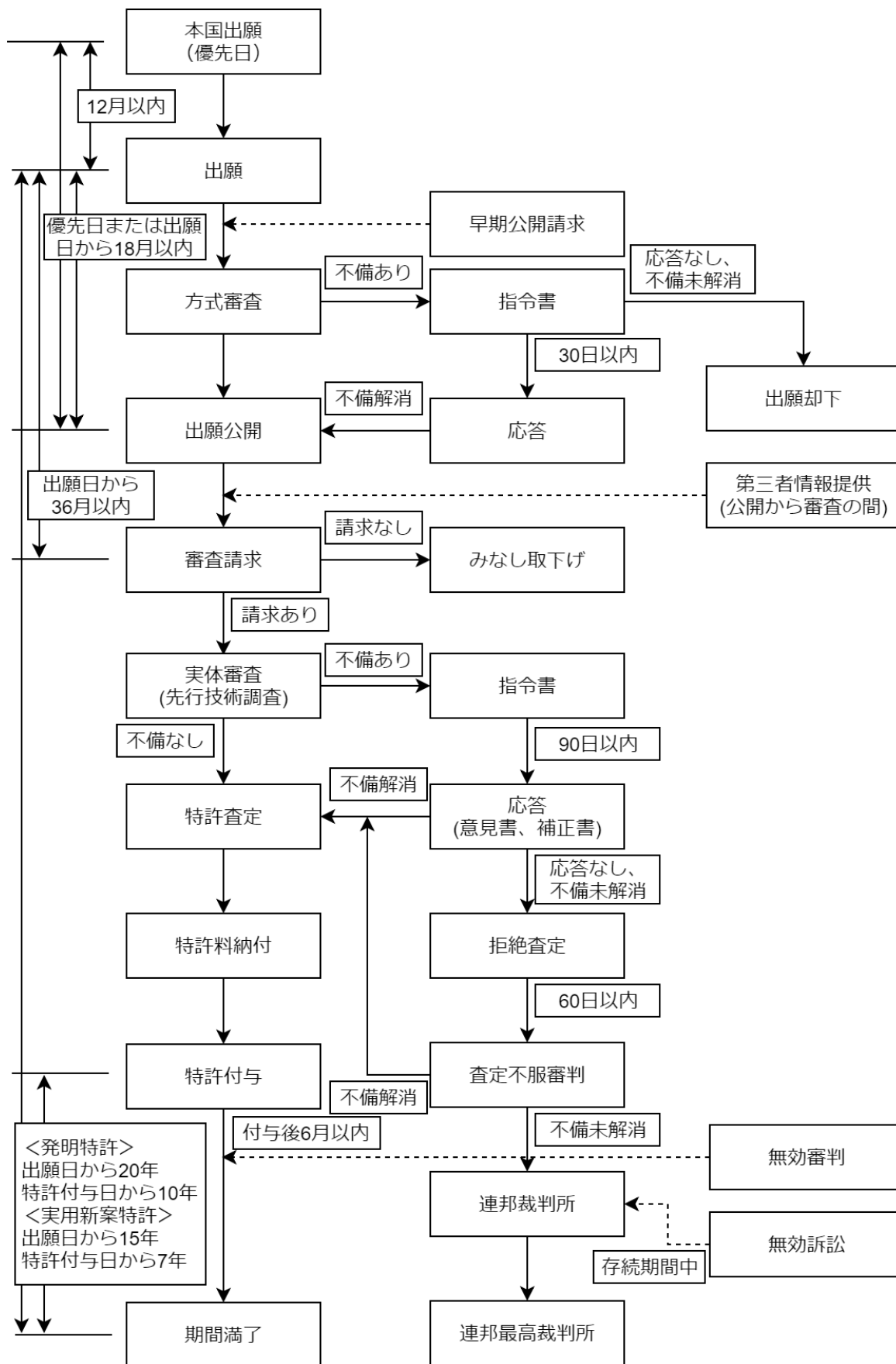
- ・ 願書
- ・ 明細書
- ・ 特許請求の範囲
- ・ 必要な図面
- ・ 要約書
- ・ 遺伝資源アクセス実施宣誓書
- ・ 委任状
- ・ 譲渡証
- ・ 優先権証明書

(優先権譲渡証は出願日以降に提出可)

出願の言語はポルトガル語のみとなるが、出願時点で請求項と要約書だけをポルトガル語で提出し、明細書はアルファベットで記載される言語であれば出願可能(日本語は不可)。

アルファベットで記載された外国語の明細書を提出した場合でも、30日以内にポルトガル語の書類を提出し、出願要件を充足すれば、最初の受領日を有効な出願日とすることが可能である。

委任状は、認証不要であり、また、出願時に提出不要であるが、提出しなかった場合は出願日から60日以内に提出する必要がある。



発明特許・実用新案特許の出願手続のフロー図

譲渡証については、出願日から審査請求するまでの間に提出すればよい。

グレースピリオドの制度があり、出願前12月の下記の開示によっては、新規性を喪失しない。

(1)発明者による公表

(2)発明者から取得した情報または発明者の行為の結果に基づき、発明者の同意なく産業財産庁が行った出願の公開

(3)発明者から直接若しくは間接に得た情報または発明者の行為に基づいた、発明者の意に反する第三者による公表

クレームの書き方は二部形式にしなければならないが、特徴部分と従来技術部分の使い方は保護範囲に影響せず、単に技術的構成と技術的特徴部分を見分けるためである。

独立クレームはカテゴリごとに1つしか認められない。

従属クレームとして、マルチクレームを使用可能であり、マルチクレームでマルチクレームを引用することも可能。

2. 方式審査

出願書類等に不備がある場合、補正指令が出される。これに応じなければ出願却下となる。応答期間は30日であり、延長は不可。

ただし、実態として審査の遅れが生じており、出願公開の後に方式審査補正指令が出されることもある。

3. 出願公開

特許出願日（優先日、PCT出願日）から18月が経過すれば出願は公開されるが、申請により早期出願公開が可能である。

4. 審査請求および実体審査

審査請求の期間は出願日から36月以内であり、この期間内に請求が無い場合、ブラジル産業財産庁は出願のみなし取下げを通知する。ただし、出願のみなし取下げ通知から60日以内に所定の手数料を納付すれば出願が回復される。この期間内に審査請求および手数料の納付がなければ出願却下となる。

特許、実用新案とも新規性、進歩性が求められるが、実用新案に求められる進歩性の要件は、特許よりも低い水準となっている。

(1) 自発補正

自発補正の時間的な締切は審査請求時となる。補正の範囲は、出願時の明細書、図面に最初に記載された範囲に限られる。この範囲内であれば、補正は原則として自由に行うことができる。例えば、請求項の変更、カテゴリーの変更、請求項のタイプ（クレーム記載形式）の変更等が可能である。しかし、審査請求後は、拒絶理由通知への応答期間内に、軽微な誤記・誤訳の訂正、出願に記載された実施例に限定される補正のみ可能となる。

(2) 応答期限

ブラジル審査官が追加の書類情報を求める場合、産業財産法第34条に基づくオフィスアクションを発行し、その応答期限は60日である。

拒絶理由または技術的な問題がある場合、産業財産法第35条に基づくオフィスアクションを発行し、その応答期限は、産業財産法第36条に規定され、90日である。

(3) 分割出願

特許出願は、出願審査が終了するまで、職権または出願人の請求により2つ以上の出願に分割することができる。ただし、分割出願が次に挙げる要件を満たしていることを条件とする。

- i) 原出願に明確に言及していること、
- ii) 原出願に開示されている内容の範囲を超えていないこと、

iii)請求項が原出願の審査請求時にクレームされていた主題の範囲を超えていないこと。

分割出願は、原出願の出願日を維持し、かつ、該当する場合は、原出願に係る優先権を享受する。分割出願をさらに分割することは許容されない。

5. 登録・権利存続期間

登録査定されると、60日以内に登録料を納付する必要がある。登録料を納付し、その後、年金の納付を続けた場合、特許出願日から20年間、特許権が存続する。しかし、審査期間が10年以上かかった場合、すなわち特許付与日が出願日から10年以上経過している場合には、存続期間は特許付与日から10年となる。

実用新案の場合、権利の存続期間は15年であるが、審査期間が8年以上に渡った場合、すなわち権利付与日が出願日から8年以上経過している場合には、存続期間は権利付与日から7年となる。

存続期間は延長されない。

6. 拒絶査定に関する対応および無効手続等

(1)拒絶査定不服審判

拒絶決定の日から60日以内に請求可能（出願却下後、または特許査定後の審判請求は不可）。

審決に不服の場合は、連邦裁判所に訴訟を提起することができる。

さらに、判決に不服の場合は、連邦最高裁判所に上訴することができる。

(2)無効審判

特許付与後6月以内に、利害関係人は産業財産庁に対し特許の無効を請求することができる。

(3)無効訴訟

利害関係人は、特許権の存続期間中はいつでも、特許の無効訴訟を連邦裁判所に提起することができる。

ソース：

ブラジル産業財産法

(編集協力：日本国際知的財産保護協会)